

第26回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成28年 9月29日 開会

平成28年 9月29日 閉会

浦幌町農業委員会

平成28年9月29日 第26回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時24分

1 出席委員

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 佐藤泰彦 | 2番 石森正浩 | 3番 高橋福一 |
| 4番 福田和己 | 5番 大坂有 | 6番 山村幹次 |
| 7番 木南和徳 | 8番 廣富一豊 | 9番 高木政志 |
| 10番 阿部優 | 11番 森秀幸 | 12番 村岡秀樹 |
| 13番 小川博幸 | | |

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

| | |
|--------------|-------|
| 事務局長 | 前田 勇 |
| 事務局長補佐(振興係長) | 宿院 賢一 |
| 農地係長 | 高橋 博勝 |

○議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

4 議事内容 午後2時00分開会

○前田事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第26回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号4番福田委員、5番大坂委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○前田事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第3、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成28年9月29日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、次の1件であります。次のページをご覧ください。賃貸人は、共栄に住所を有する方、賃借人は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成7年3月17日に賃貸借されましたが、平成28年9月13日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農地を売買するための解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 なければ次に移ります。日程第4、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買3件の所有権移転案件と賃貸借2件、使用貸借2件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、はじめに所有権移転案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成28年9月29日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件3件、賃貸借案件2件、使用貸借案件2件でございます。

番号16番、譲渡人は、下浦幌に住所を有する法人。譲受人は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、2筆合わせまして、62,638平方メートル。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおり

であります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農するため申請地を売り渡す。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号17番、譲渡人は、共栄に住所を有する方。譲受人は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、50,073平方メートル。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農するため申請地を売り渡す。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号18番、譲渡人は、下浦幌に住所を有する法人。譲受人は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、28筆合わせまして、560,608平方メートル。契約の種類は、売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農するため申請地を売り渡す。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案2ページめくっていただき、3条番号16、17から18までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号16番、18番について、地区担当委員の高木委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号16番、18番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農地を取得することにより規模拡大を図り経営の安定を図る内容であり。9月20日に現地を確認したところ、どちらも農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。続きまして、番号17番について、地区担当委員の大坂委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 番号17番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農地を取得することにより規模拡大され経営の安定を図る内容であり、9月24日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号の番号16番から18番までの所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号16番から18番につきましては、原案のとおり決定いたしました。続いて、番号19番から22番までの利用権設定案件について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 番号19番、貸主は、合流に住所を有する方。借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、7筆合わせまして、179,867平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年9月30日から平成31年12月31日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模を縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号20番、貸主は、合流に住所を有する方。借主は、合流に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして、27,348平方メートルです。契約の種類は、賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成28年9月30日から平成31年12月31日までの3年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営規模を縮小するため。借主は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号21番、貸主は、豊頃町に住所を有する方。借主は、豊頃町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、6筆合わせまして、295,128平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で、価格は発生しません。契約期間は、平成28年9月30日から平成38年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、会社設立に伴い農地を会社へ貸し付ける。借主は、会社設立に伴い個人名義の農地を会社が借り受けるものであります。

番号22番、貸主は、下浦幌に住所を有する方。借主は、下浦幌に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑。面積は、24筆合わせまして、441,084.80平方メートルです。契約の種類は、使用貸借で、価格は発生しません。契約期間は、平成28年9月30日から平成38年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため、新たに貸し付ける。借主は、会社設立に伴い個人名義から会社名義へ借り替え変更するためであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議案2ページめくっていただき、「3条番号19」以降の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号19番と20番について、地区担当は、会長の私ですが、代わって地区担当委員長の木南委員長から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号19番と20番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図る内容であります。9月13日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。続きまして、番号21番について、地区担当委員の村岡委

員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○村岡委員 番号21番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、会社設立に伴い個人名義の農地を会社が借り受ける内容であり、9月14日、現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。続きまして、番号22番について、地区担当委員の高木委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号22番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、会社設立に伴い個人名義の農地を会社が借り受ける内容であり、9月20日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件を全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号の番号19番から22番までの利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号の番号19番から22番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

○小川議長 それでは次に移ります。日程第5、議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○前田局長 議案第2号、農地利用最適化推進委員の委嘱について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条の規定による農地利用最適化推進委員の委嘱について、下記のとおり委嘱しないことの可否を決定したいので審議されたい。平成28年9月29日提出。浦幌町農業委員会会長。記、農地利用最適化推進委員を委嘱しない。（理由）農業委員会の法令に基づいた審議への参加と利用調整など現場での業務は、農業委員が一体的に進める事が農地の利用調整、担い手の育成において、合理的かつ円滑な対応が可能であるため。農業委員会等に関する法律第17条第1項では、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定しています。しかし、農業委員会等に関する法律第17条第1項第2号では、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができると規定されており、本町農業委員会は、農地の遊休農地率1%以下、農地利用面積の担い手への集積率は70%以上とこの基準をクリアしており、ただし書きに規定する農業委員会であります。

つきましては、先ほども理由として述べましたが、農業委員会の法令に基づいた審議への参加と利用調整など現場での業務は、農業委員が一体的に進めることが農地の利用集積、担い手の育成において、合理的かつ円滑な対応が可能であると考えておりますので、浦幌町農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。

○各委員 (「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれもちまして第26回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時24分閉会